

第1回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年1月15日（水）午前11時17分
- 2 閉会日時 令和2年1月15日（水）午後0時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席小委員
1番 永徳 省二君 3番 佐藤 武君 7番 大口 浩志君
8番 治徳 義明君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席小委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 社 清仁君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前11時17分 開会

○小委員長（佐藤 武君） 皆さん御苦労さまです。

それでは、令和2年度第1回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

本日は、全員協議会、議会改革検討委員会、そして1時半から百条委員会ということですので、この小委員会は午前中12時ぐらいまでになるのかなと思いますけれども、精力的に御意見をいただきたいと思います。

そうした中で、前回の委員会の中で、木更津市の倫理条例を参考にしながらそれぞれ各委員さんに分担をお願いして条項についての案を取りまとめをお願いしております。御協力ありがとうございます。そうした中で、お手元にお配りしております、前文については先ほど大口委員のほうは今コピー中ということなんですけれども、早速この目的の条項からいろいろ皆さんの御意見をいただきながら詰めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） まず、この目的については、私が担当だったということで、どうしましょう、読み上げますか。

○副小委員長（岡崎達義君） もういいです。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。この目的を作成するに当たっては木更津市の目的、それから倫理条例の全ての本を購入しまして、基本条例案ではないですけれどもその部分を参考にしながらつくったんですが、いろいろと他都市の条例を見たら本当にいろんな表現が出ておりました。市民の厳粛な信託によるものとか、全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとか、良心に従ってというあたりで、非常にごくごく当たり前の文章が入ってるなあというふうに思いました。

その中で、私はまず最初に赤磐市議会議員というものを全面に打ち出しまして、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるということをもっと最初に出しまして、その上に議員としての権限や地位の影響力を不正に行行使して云々ということを入れました。それらを踏まえる中で、規律の基本となる事項を定め、これから倫理条例の項目ごとに盛り込んでいきますけれども、基本となる事項を定めて政治倫理の確立を図ることにより市民に信頼されるという部分を強調して、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするというふうに取りまとめました。以上ですが、この目的について特に御意見があればお願いしたいと思います。

お配りしております右側の部分は、メモ用として事務局のほうで御配慮いただきましたので、そこに気がつく部分をメモしていただければと思います。残念ながらページを打ってないので、手書きで1ページから順に打っていただきます。

他都市の比較がなかなかできにくいんですけども。

○副小委員長（岡崎達義君） たくさんあるとね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。あればあるほど目移りして、これの表現もええなとか思い

ながら、余り細かいことを言っても目的がわかりにくいというか、何を目的とする倫理条例なのかという部分が明確に出たほうがいいのかと思いますので。

○副小委員長（岡崎達義君） 余り長くてもね。

○小委員長（佐藤 武君） はい、そうなんです。

○副小委員長（岡崎達義君） 次よろしいか。議員の責務のところから。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 私が……。

○小委員（福木京子君） ごめん、意見だけ。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 一番最後は公正で民主的な市政が、いいですね、これは、ここに公正を入れてね。

○小委員長（佐藤 武君） 公正をね。

○小委員（福木京子君） いいと思います。民主的な市政、いいです。その意見だけ。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員の責務のところも目的とちょっと重なるところもあるんですけど、結局市民全体の利益を図るということ、それも高い倫理性を持ってという意味でね、公平公正な、これは目的の部分とちょっと重なると思うんですが、責務としてはこれを入れないとだめかなあとって。

次の2項は、倫理基準に違反する場合は疑惑を持たれ、政治的又は道義的な批判を受けたときはというような、これは木更津市とほとんど一緒だと思います。

3項もほとんど一緒です。市民の役割のところを、木更津市は市民の役割を書いてたんですけど、市民にこういうことを求めるのはどうかなあとって。これは削除すればいいんじゃないかと思ひまして、議会から市民に対して云々という話にはならないだろうと思うんですけど、ここらあたりの意見をいただければと思います。必要ならば入れればいいし。

市長の責務としても、これもほとんど一緒ですけども、市長は議長に報告すると、要するにパワハラとかそれからセクハラとかいろいろなハラスメントがありますよね。そういうことがあった場合は議長に速やかに報告するというふうに入れました。

それから、次の政治倫理基準ですよ。これが一番大きいんですけど、ここも市民の代表者として矜持を持って行動して、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む、その職務の遂行に当たっては市民に疑惑の念を与え、道義的批判を受けるおそれのある行為をしないことというのは、これは全体に係るような条文です。議員が利益を得ないと、市民から金品の授受を行わない。

それから、次は、資格審査に係るようなことをしてはいけないというのが3項ですよ。

4項が、職員への不当な働きかけですよ。

それから、5が、市の職員等の採用、これは採用に関する介入。

それから、6項が、これが先ほどのパワハラとかああいう嫌がらせ、強制、圧力それから差別的言動、その他人権侵害のおそれのある行為をしない。

それから、7項が、市民からのいろいろな要求があってもそれに屈してああそうですねというようなことはしないということ。

それから、8項と9項は、これも木更津市のそのままなんですけれども、これもどうかなあと思ったりしたんですけど、入れといて無駄はないかなと。

それから、10項は、これは木更津市には入ってなかったんですけど、市税とかいろいろな市からの負担ですね、それはきちっと納付しましょうという話ですね。

それから、次は、宣誓書の提出義務なんですけど、これは絶対してもらわんとだめだなと思って。次のページ。宣誓を行って議長に宣誓書を提出すると、これが一つの防止策であるんじゃないかなと思うんです。

それから、記録は常にとってもらうように市長のほうへ求めるということですね、会議録、今でも対応記録はありますけれども、時に抜けてることがあるんできちっとそれをしてほしいなということです。これもすぐにすぐ長いからここはこうというような話にはならんのでしょうけど、検討していただければ。

○小委員長（佐藤 武君） とりあえずここまでですかね。

○副小委員長（岡崎達義君） ここまでです。

○小委員（福木京子君） 赤磐市は倫理基準が6こあったのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 赤磐市のほうが倫理基準が少ないんです。

○小委員（福木京子君） 少ないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 少ない。

○小委員（福木京子君） だから、これは網羅しとることじゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） 一応ね。議長が時々話をされたのは、要するに申し合わせ事項ですね。申し合わせ事項に違反する方がかなりいらっしゃるんで、その申し合わせ事項に違反した場合の罰則もってというようなこともあったんだけど、それはどうかなと思いつつ入れてはないんですよ。そこらあたりもどうするかっていうのを検討していただければと思いますけどね。

○小委員（大口浩志君） 2項でいいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 利益追求っていう表現があるんですけど、ちょっときつ過ぎませんか。福祉の向上ぐらいのほうがいいんじゃないですか。市民の利益追求というたら10人の人の利益になるんだみたいな、利益っていう言葉はちょっとどぎつ過ぎないですか。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃなあ。

- 小委員（福木京子君） 木更津はそうなっとんか。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津はそうなっとる。
- 小委員（大口浩志君） 例えばですよ。福祉の向上ぐらいがいいのかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 福祉の向上ね。
- 小委員（永徳省二君） そういうのも含めた利益っていう意味で書いてあるんでしょう、恐らくこれは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 恐らくね。
- 小委員（治徳義明君） 結構利益というたら何かお金のイメージになってしまっぺ。
- 小委員（大口浩志君） 私もそうとれた。金銭的な利益のような感じ。
- 小委員（福木京子君） どういう風に直すのか。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、別に直せということじゃないですよ。どんなでしようかという話をしている。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公益の追求じゃどうか、利益じゃなくて、公の利、公益。
- 小委員長（佐藤 武君） 公益。
- 副小委員長（岡崎達義君） 利益っていうとちょっと広くなるんじゃないか。
- 小委員（大口浩志君） ちょっと薄まるな。風呂敷に包んだような感じ。
- 小委員（福木京子君） 公益の……。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公益の追求。
- 小委員（福木京子君） 公益の、のが入るのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 公益追求でいいんですか。公益。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公益の追求。
- 小委員長（佐藤 武君） のが入る。
- 小委員（治徳義明君） のが入ったほうがええんか言葉をきちっと調べてもらったほうがええけど。違う意味があつたらいけんから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公共の利益じゃからな、公益というのは。
- 小委員（治徳達義君） そりゃ一般的にはそうじゃけど。
- 小委員（大口浩志君） 言われるように文言をもう一度いろんな角度から検証しとってください。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、政治倫理基準の(1)、それから(8)、ほかにあるかもしれないんですが、(1)の最後のほう、受けるおそれのある行為、それから(8)は持たれるおそれのある行為、それから(6)もありますね、おそれのある行為、これはどんなでしようね、そのおそれ、ぱっと疑念を持たれる行為をしないこととか道義的批判を受ける行為をしないことという表現のほうがいいのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） ずぱつと言ってるやつがいい。

- 小委員長（佐藤 武君） ずばっと。そりやおそれというか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうじゃなあ、とっといたほうがいいかもしれんなあ、これは。おそれのあるという……。
- 小委員（福木京子君） 赤磐市でも一つあるんよ。2番に。
- 小委員長（佐藤 武君） 赤磐の倫理規程ですか。
- 小委員（福木京子君） いや、倫理基準に。
- 小委員長（佐藤 武君） 倫理基準。
- 小委員（福木京子君） 道義的批判を受けるおそれがある……。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、どう解釈するかですよ。その厳しく、道義的批判を受ける行為。
- 小委員（福木京子君） 道義的批判を受けるおそれのある。
- 副小委員長（岡崎達義君） これくらいのほうがええかもしれんな。
- 小委員長（佐藤 武君） おそれ。
- 小委員（大口浩志君） じゃけど、白か黒かを誰が判断するんですか。
- 小委員（福木京子君） どこのこと。
- 小委員（大口浩志君） 灰色の部分でこれを微妙にね、灰色でも薄い灰色と濃い灰色とが。
- 副小委員長（岡崎達義君） じゃから、灰色の部分を残すべきかどうかという曖昧な部分もね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですねえ。
- 小委員（福木京子君） 批判を受けるおそれのある行為等……。
- 小委員（大口浩志君） 法律疑わしきは罰せずと。
- 副小委員長（岡崎達義君） 法律っていうのは常に曖昧な部分が残ってるのは事実です。だから、拡大解釈ができるんで。そこらあたりを。
- 小委員（大口浩志君） 人間がしているから、そういうことになる。
- 小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい。記録をつくるんでマイクを入れてくださいね。マイクを入れて、やっぱり名前を言ってください。そうしないと記録が大変だから。
- 小委員（大口浩志君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 今のおそれのところは置いといて、10号に市税のことがあるじゃないですか。これって個人情報云々にはならないんですか。言われとる趣旨はわかります。率先して義務なので税金を払いましょうというのは趣旨はわかるんですけど、これをそうしたら税務課に半年に1遍か1年に1遍か納付状況を出せということでしょう、これは。
- 小委員長（佐藤 武君） 副委員長。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうではなくって、こういうふうの規定することによって議員

としての税に対する自覚を持ってくださいよという意味でこれは書いて、ほかの市にもあったんですけどそうだと思うんですよ。だから。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 今の部分、市税等の完納または健全な計画に基づく分納ということは、要は納められなかった、分納というのは何かあったときに納められんからちょっとずつ返します、そこまでは許しますみたいな話なんではないですかね、これは。ここまですべきなんかなあ。分納まではええですよみたいな。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、結局議員として税金から報酬をもらってる以上はきちっとした税を納めていきたいと思いますよと、それでもだめな場合はやっぱり生活もありますからその場合は分納もよろしいよと。だから、きちっと税の趣旨を理解した上で議員としての責務を果たしていきたいと思いますよっていう意味だと思う。

○小委員（福木京子君） こういうふうに書いてるところがあるのかな。

○小委員（大口浩志君） 払ってないとよくニュースになっとる。

○小委員（治徳義明君） 最近のやつじゃから、恐らく、そういう問題が多いから。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員のお勧めの書籍の中にも、選挙で選ばれた議員としてやっぱり納税の義務というのは率先して議員は守るべきだと、そしてそういうその滞納が現実問題として他都市の倫理条例を制定した議会でもたくさん見受けられます。というようなあれもありました。だから、その先ほどの分納というのは、やっぱり分納制度というのは認められてるんで、分納も盛り込んでいけばいいのかなとは思いますが。

○副小委員長（岡崎達義君） 一遍持って帰ってゆっくり目を通した方がええかもしれん。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。特によろしいか、次に進んで。

そしたら、審査請求ですか、審査請求からまたお願いします。

○小委員（福木京子君） 私じゃったなあ。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） これは、両方あわせて審査の請求、回答、どこだっけ、審査の請求はここじゃな、3ページじゃな。

私はこれを送ったかな。議員は、赤磐市のあれを書いていますね。赤磐市ですね。疑われると認めるとき、倫理基準に違反していると疑われた事実を証する資料を添えて、議員定数の8分の1以上の連署をもって議長に対し倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求をすることができる、これは赤磐市なんですよ。それで、木更津市は、市民に審査請求の権利を認めているんですよ、木更津市はね。だから、そこをどうするかというのは皆に相談をしたほうがいいかなと思って、クエスチョンにしてるところなんです。でいいですか、そののところ、どうす

るか。一つ一つしたほうがいいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 分担の部分を全部言って。

○小委員（福木京子君） 全部いきます、はい。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

○小委員（福木京子君） それから、審査等の適否または倫理基準違反の審査ということで、違ったかな。

○小委員（治徳義明君） これは私じゃないですか。

○小委員（福木京子君） えっ、これはちょっと待って。私は審査等の適否か。

○小委員長（佐藤 武君） 審査請求と適否じゃったね。

○小委員（福木京子君） そうじゃな。審査等の適否じゃな、私は。

○小委員長（佐藤 武君） うん。

○小委員（福木京子君） それで、審査、議長から審査を付託されたときは調査請求の適否または倫理基準違反の行為の存否について審査するというふうに赤磐市はあるんですけど、この木更津市を書いとるんですね、これは、審査の適否を。これをどうするかですね。木更津市、審査の適否、第10条。

○小委員長（佐藤 武君） 当然その、いいですか。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 市民からの直接請求ではないけれども、救済手法といいますか市民からの請求の手だてもやはり載せていったほうがいいかなとは思いますが、議員の中で請求ということになるとなかなか市民からの批判で議員同士でできないだろうがというような御意見もありますし、この倫理条例というのがその審査請求というのが唯一無二ぐらいのやっぱり市民からの請求というものの救済措置を盛り込んでいくということが必要かなと思います。私の意見です。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今の話と絡むんですけど、市民が直接請求するというのと、6ページ、順番に打っていったら6ページになると思うんですけど、審査会の委員は8人以内とし、議長が議員の中からというて、審査会の委員は議員というてなっとるじゃないですか、ここまですでまだ行ってないかな。

○小委員（治徳義明君） 行ってない。

○小委員（福木京子君） まだ行ってない。

○小委員（大口浩志君） 済みません。今のとダブるような気がしたんで。

○小委員（福木京子君） あくまでもこれは市民の審査請求を認めるかどうかという。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっとよろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 先ほどその市民の役割という部分を削除しましたよね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） ああそうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 今市民の役割を削除した上で、先ほど小委員長が言われたように、市民のその審査請求というのを認めるのも矛盾が出てくるのではないかなと。市民の審査請求を認めるんだったら市民の役割も少し入れといたほうが、不当な請求をしたらだめですよってというのが市民の役割のところにあるんですよ。だから、主権者として自覚を持って市政にかかわるといったことに対する不正に行使させるような働きかけを行ってはだめだということもあるんで、そこらあたりの関係も市民の審査請求を入れるんだったらそれも入れないと。

○小委員（福木京子君） それは両方しとかんとなあ。

○副小委員長（岡崎達義君） つり合いがとれないかなあとも思ったんですね。

○小委員（福木京子君） 確かにね。だから、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） これは赤磐市でこれが何回かされとることなんですが、議員の中ではその議員のことはよくわかるけど、常にそのことを市民に知らせんと、市民が関心を持って毎回傍聴して来られとる、市民の人がよくわかってされるんじゃないだろうけど、そこの辺をどうするか、これを書いた、相当手続やそんなのはなかなか大変にはなってはくると。ずっと2号からですね、審査の請求。1だけは議員ですけど、2、3、4、5、6、これをきっちり書いて市民にその権利を認めていくかどうかと。

○小委員長（佐藤 武君） 確かにそう、審査会議員の選任という部分で難しい部分は確かに出てくると思います。そうした中で、先例というか条例の参考市で上げてる中で、確かに審査会、議員のみの構成のところもあるし市民が入ってるところもある。それこそ書籍を読む中で議員が入るのはほとんどないことだというような表現があるんですよ。

○小委員（福木京子君） 議員は抜いて。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。そういうことをしないと真の調査というか審査はできないでしょうという書き方でしたね。

○副小委員長（岡崎達義君） 難しいよねえ。

○小委員長（佐藤 武君） 難しいです。

福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、そこを本当に開かれた議会で、市民が対等な立場でやっぱり議会をしっかりとって、そういう権利をこれからは認めていく議会にしていかなるを得ないか、その時期としてどうなのかと、今の時点では既にそこを開かれてもっとその権利を認めていくべきかどうかというところですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうですねえ。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 木更津市は議長の審査請求があったときは議会運営委員会に諮るって書いてある。

○小委員（福木京子君） そうそう。

○副小委員長（岡崎達義君） 赤磐市では、この議会運営委員会にも諮らんと賛成多数かな。

○小委員長（佐藤 武君） そうでしたねえ、8分の1。

○副小委員長（岡崎達義君） 8分の1。

○小委員（治徳義明君） 次の設置のところに。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員が。

○小委員（福木京子君） 私がそれをしとるよな。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員がつくった部分は8分の1ですわ、倫理規程の。

○副小委員長（岡崎達義君） 赤磐市に関しては。

○小委員（大口浩志君） 今現在は発議があったら設置じゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） 設置じゃな。

○小委員長（佐藤 武君） じゃから、定数を満たしてたらね。

○小委員（大口浩志君） 審査請求を適当と認める認めないという以前の話じゃろ。

○小委員（治徳義明君） その次に設置の条項で出てくるんですけど、比較したやつがあるんです、いいんですかね、それでは。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の設置ね。

○小委員（治徳義明君） 審査会の設置と審査会の審査について私は比較したんですけど、よろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあお願いします。はい。

○小委員（治徳義明君） 審査会の設置というのは、木更津市議会では審査請求を議長が適当と認めたときはこれを審査するため審査会を設置するとなってるんです。それで、うちの倫理条例では、請求を受けると設置するとなってるんですが、ここの検討が必要なんです。まず初めに、設置するに当たって。これは、審査請求を適当と認めたときはということは議長が蹴ることもできるわけなんじゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小委員（治徳義明君） ここが一つのポイントです。

まずは流しますけど、2番目として、さっき話が出ました審査会の委員は木更津市議会は8人として議長が議員の中から公正を期して選任するとかいうことになってます。赤磐市では8人以内になってます。この違いがあるので、それでさっき出てきましたけども、この小委員会でも議員だけじゃなく第三者委員を選任すべきというような意見もありましたので、その辺

の検討が2の項目は必要なのかなというふうな感じです、2の項目としてはね。ありましたよね、小委員会の中でも第三者委員を選任すべきじゃないですかというのはやっぱり。

それで、その次の3は、委員長、副委員長の決め方と役割を明記しているんですけども、赤磐市議会の規程にはないので一応入れとききました。

そして5番目は、審査会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないという、これも赤磐市の規程にはないですが、一応入れとききました。

それで、最後は6番目として、審査会は議長に対する当該事案の審査結果の報告を終了したとき消滅する。ただし、当該事案の審査結果を報告する前に議員の任期が満了するときは、議員の任期の満了をもって消滅するというところで、これは赤磐市の規程です。木更津市議会には任期満了の項目がないので、任期満了の項目を入れとったほうがええんかなあとあって、一応赤磐市のほうを文言は別として、しましたということです。

その次に、審査会の審査でございますけども、木更津市議会では第12条なんですけども、審査会は議長から審査を付託されたとき調査請求の適否または倫理基準違反の行為の存否について審査するということなんですけども、木更津市議会は調査請求の適否というのを入れてないんです。まず何かこれが委員会の中で適当ですかね、審査しましょうかみたいな赤磐市はしてるじゃないですか、フィルターとして。木更津市はしてないんですけど、したほうがええんかなと思うて一応入れとききました。

あとは、審査会の資料提出を求める案文です。書かせていただいています。

○小委員（福木京子君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 結局は、赤磐市の場合は議長に提出してすぐ倫理審査が開かれるんでしょう、議運にかけずに。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（福木京子君） だけど、ここは議運にかけて何か議論して決めていくということになっとったんじゃないかな、どこに出とったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 議長に。

○小委員（福木京子君） そこが違うなあとと思うんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） まず議長に。

○小委員（治徳義明君） その前に議長が選択はできるというて書いてあるじゃないですか、木更津は。門前払いもできるんか。

○小委員（福木京子君） どこかな。

○小委員長（佐藤 武君） 議長が受けて判断して。

○小委員（治徳義明君） 判断するというのがあるから。

○小委員（福木京子君） 議長が個人で判断するんじゃない。

- 小委員（治徳義明君） 判断もできるような文言になっとなります。
- 小委員（福木京子君） できる、うん、それで、その。
- 小委員（治徳義明君） 議長によって違うというなら。
- 小委員（福木京子君） だから、赤磐市とその木更津の違いは、だから即議長が受けたら即その倫理審査が開かれて。
- 小委員（治徳義明君） そうそう。
- 小委員（福木京子君） いく。
- 小委員（治徳義明君） 赤磐市は……。
- 小委員（福木京子君） だけど、ここは一旦その議長の諮問機関である議運に諮ってそのことを議論するようになったんよ。
- 小委員（治徳義明君） いや、文言だけでは議長が判断できるよ。
- 小委員（大口浩志君） 議長判断じゃな。
- 小委員（治徳義明君） 議長判断でできるよ。
- 小委員（大口浩志君） だから、今議運には……。
- 小委員（治徳義明君） 議運にはかけんでもええ。
- 小委員（福木京子君） ああそう。どっか書いとったかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 木更津市の第10条には議会運営委員会に諮るものとするというのがある。
- 小委員（福木京子君） ここへそう書いとんよ、審査等の適否、私はここをしたんじゃ。どこまで説明したかな。審査等の適否、第10条。
- 小委員（治徳義明君） じゃけど、審査会の設置では、木更津は少のうても審査請求を議長が適当と認めん限り開かれませんかよ。議長の判断による、第11条に書いとんじゃ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査会の設置のことにに関してね。
- 小委員（治徳義明君） 関してね。
- 小委員（福木京子君） だから、そこをどちらがいいかと思うんですよ。議長権限できちっとするんか、その議長の諮問機関である議運で、何人かおるが、議員がそのことも知って議論した上で設置したほうが議員がたくさんかかわれるというか、何か倫理審査をぱっとしたものとすごく倫理審査委員に責任がぱっと来るんよ。私は経験者じゃから。それで、後まとめて議長に提出をして、その時点でもう終わるんですよ。そしたら、本会議のときに何で任期がそこで終わるんかと、やっぱり本会議できちっと報告すべきじゃないかと、倫理審査委員会としてというて大分原田議員に追及されましたけど、報告を提出した時点でもう倫理審査は終了ですよ。そこがどんなかな。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査を終えたときだからね。
- 小委員（治徳義明君） 一通り審査会のことを、ごめんなさい。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） あとは、資料請求やこうの問題になる、ばあっと書いてるのでまた一遍読んでもらったらいいかなあ、資料の提出を求めるとかね。それで、要は、4番目に審査会は審査対象議員から審査会において弁明したい旨を求められたときはその機会を保障しなければならないというのが、これは赤磐市議会の倫理規程にはないんですけども、必要なのか、実際にどうなのかなあと思いました。

○小委員長（佐藤 武君） 弁明の機会ですか。

○小委員（治徳義明君） 弁明の機会を、要は必要ないとかというて結構言ようるけど。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、委員会での弁明の機会というのは必要なですよ。これは、本会議で弁明をさせて、委員会での間もあつたみたいに、委員会ですべて弁明しないで本会議で弁明させてくれっていうのはある意味パフォーマンスみたいな形になってしまうから、委員会でやっぱり弁明の機会を与えて、委員会に出てこなければ本会議での弁明はありませんよっていう形にしといたほうがいいとは思うんですよ。だから、委員会でその質問もできるし、本人に対してね。

○小委員（治徳義明君） 済みません。それで、あとは、運営上の問題なので、僕もちょっと思ったんですけど、全体を通して文言を統一したほうがええんかなとは思いました。より市民にわかりやすいような文言にするんか、こういった条例みたいな形でのきちっとした文言にするんか、これは条例全体を通してどうするかというのを決めてせんと、文言の言い方が、だから結構赤磐市議会の倫理条例のほうがええなと思うようなのはたくさんありましたわ。見てもらえば、たくさんあるんで見ていただければいいです。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） そうしたら。

○副小委員長（岡崎達義君） 記録まで行ったんですね。

○小委員（治徳義明君） いや、設置と審査。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の審査まで行ったんじゃね。

○小委員（治徳義明君） 設置と審査まで行った。

○小委員長（佐藤 武君） それで。

○副小委員長（岡崎達義君） もう時間がないから。

○小委員長（佐藤 武君） 時間がない。

○副小委員長（岡崎達義君） 最後。

○小委員長（佐藤 武君） 最後は。

○副小委員長（岡崎達義君） 永徳委員のがあるでしょ。

○小委員（永徳省二君） 審査会の記録等ですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の記録。そうですね。はい。

○小委員（永徳省二君） 審査会の記録等から審査結果の通知及び公表それから審査結果の措置というところです。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。記録等の中でこの3の名誉を回復することが必要であると認めるとするのは、これは木更津で載っとんですかね。具体的にどういうふうな理解をすれば……。名誉毀損とかそういう発言をされたと、それで取り消しをしてくれとかそういうことじゃろうか、記録だから。

○副小委員長（岡崎達義君） 難しいよなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 議長に求めるというても委員長が委員会を運営しとんだから。岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 結局本会議でこういう事実はありませんでした。したがって、こういう議員はこういう疑惑を持たれましたけどそういう疑惑は一切ありませんので名誉を回復しますっていう宣言するしかない。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 本会議で。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。ただ、それを撤回なり取り消しというのは、審査会の報告がなされた時点で明確に発言ができるじゃろうか。いわゆるその審査対象議員の思いだけで、いや、そうじゃないんだと、事実は違うんだと言っても、審査会で一定の方向づけをしたものを、いやあなたが間違うとんじゃと言うてもいいのかなと、その名誉。

○小委員（大口浩志君） 審査会を全否定しようる人がおったもんなあ、報告書の中身が違うというて。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

福木委員。

○小委員（福木京子君） 具体的にはこの間も徹底してやったんじゃから。なあ。だから、絶対100%近い、100%と思っとんですよ、事務局もすごくよくしてくださって。だから、それは正確じゃというふうにみんな倫理委員は思って報告しとるわけじゃから。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。

○小委員（福木京子君） だから、それに対して。

○小委員（大口浩志君） とりまとめをした委員長さんが100%じゃ言うて……。

○小委員（永徳省二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） これは、あくまでも審査会が名誉を回復せなあかんと思った場合であって、審査会が結果を出して、当該議員がいやそれはおかしいっていうのは関係ないですよ、関係ない話です、それは、今の話は。

○小委員長（佐藤 武君） いや、そうなんだけど。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今のことはそうなんですけど、まず審査会にかけられたということだけで名誉が落ちるとするというふうに私はこれは読んだんですけど、まず疑いがかけられた、それを何もありませんでしたねと、そういう意味に私はとっとなんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 審査会にかけられるということ自体が疑いがあるからかけられてるんであって、その審査会で結果がおかしくない、正しいと、おかしくない、疑いはないと判断されるときには当然審査会として名誉を回復する必要がありますよという意味合いのこれは文言です。

○小委員（大口浩志君） だから私そのように言ったつもりなんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ちまたの裁判でもそうなんですけど、一旦刑法なんかで逮捕されると、逮捕された時点ではまだ罪は無罪が推定されるわけですよ。ところが、逮捕された時点であいつは悪いやつだというそういうレッテルを張られていくから、審査会でも審査会に付されたっていうだけであいつはやっぱり悪いことしとんだっていうことになりかねないという、そこがどうしようもない。疑わしきは罰せずとは言えない部分もあるから。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、議運で諮るじゃとか委員会の中にこれをやりますかやりませんかみたいなんが必要な。それで、こうばちっととめりゃあ委員会はなかったみたいな、すすめられたらやっぱり相当疑うような状況になるんじゃないと思う。

○小委員（福木京子君） ここは確認なんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 永徳委員が言ったように、その審査会があれば、これは、私は理解が違ったんですけど、審査会が、あれ、必要な措置を講ずるよう議長に求める。

○小委員長（佐藤 武君） これでいけばね。

○小委員（永徳省二君） 「は」を「が」に変えてもいいんですよ。

○小委員（福木京子君） 審査会が。

○小委員（永徳省二君） 審査会が。

○小委員（福木京子君） 審査会が。審査会はじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 「は」も「が」も一緒じゃと思うんですが。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 審査会が一応決めたんですけど、やっぱりこの議員については名誉を

回復することが必要であると、審査会が再度確認すべきだということで必要な措置を講ずるよう議長に求めるものとする。

○小委員長（佐藤 武君） 主語が審査会なんですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、結局審査会がそういうふうには疑いはありませんよって言った場合には議長に疑いはありませんよってということで報告して、議長が議会で先ほども言うたように議会で議員にはこういう疑いがかかりましたけど結局潔白でしたと、申しわけなかったですっていう形で議会として謝るといふ形になるわね、それしかない。

○小委員長（佐藤 武君） そうですけどねえ。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、謝る必要はね。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） うちの過去のあれで謝ったケースはありましたっけねえ。

○副小委員長（岡崎達義君） ない。

○小委員（治徳義明君） ないですよ。

いやいや、これと違うんだけど、資格審査やこうで途中でばあっと埋まったじゃないですか。

○小委員（福木京子君） 資格審査か。

○小委員（治徳義明君） 金谷議員やこう。

○副小委員長（岡崎達義君） あれは結果は出たよ。

○小委員（治徳義明君） 結果は出ましたかね。

○副小委員長（岡崎達義君） 結果は出た、結果は出て、そういうのはなかった。

○小委員（治徳義明君） なかったですと言うて報告はあったけど、謝りはせんかったよな。

○副小委員長（岡崎達義君） 謝りはせんかった。謝るのはどうかと思うけど。

ただ、もう1つね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） ここでその審査結果を議会運営委員会において報告するという、議運がまたここで出てくるんです。

○小委員（福木京子君） 出てくるかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 議運が出てくるんで、やっぱりこっちのあれも最初申請するときも適否を議運に諮るていうのがある。両方の兼ね合いをとるために木更津では議運に諮るといふことになってるんで、どうなんかな、このあたりも1回皆さんに検討してもらいたいなあとは思っています。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、実際やってみた感じが私は倫理審査にもものすごい責任がか

けられて、だからやっぱり議運でみんなが確認できるというあれが要るんじゃないかなと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員会だけじゃなくってね。

○小委員（福木京子君） どう思いましたか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。御指名です。

○小委員（永徳省二君） 審査会だけじゃなくて議運も含めた格好でなったほうが議会全体としての結果に出やすいので、そのほうが私はいいと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 小委員長、そこらあたりも含めてもう1回検討して、全体的にね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。もう一度。

○副小委員長（岡崎達義君） 最初の大口委員の目的のどこに行きましょうよ。

○小委員長（佐藤 武君） はい。それじゃあ、目的に行きましょう。

○小委員（大口浩志君） 皆さんのお手元にコピーが行っと思うんですけど、本を開いたようなコピーは前文をつける意義みたいなやつを法律的なあれが載ってます。それから、議員政治倫理条例前文比較資料っていうやつに関しては、どれにも載ってくるんですけど、イレギュラーなやつは何かトラブルがあったのを書いてあるようなところがあるんですけど、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識によりっていうこういう表現を入れるぐらいしか現実的にはないのかなというふうに、あとはその次の目的との兼ね合いで文章を推敲するぐらいかな。

○小委員長（佐藤 武君） ごめん。大津とかあるんだけど、今回盛り込もうとする前文はどこですか。

○小委員（大口浩志君） だから……。

○副小委員長（岡崎達義君） 参考でしょうか、これは。

○小委員（大口浩志君） そうです。

○小委員長（佐藤 武君） 参考、これは参考ね。

○小委員（大口浩志君） まだ、たたき台までいけてないんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） わかりました。

○小委員（大口浩志君） 今言った議員は公職者としての高い倫理観と深い見識によりっていう文言をもう錦の御旗的に入れとくということが目的の欄とのリンクもするんですけど。先ほど申し上げた、水は飲んだらだめですよというて書いてあって、コーラは書いてねえがなとかというようなことを防ぐうまい日本語が見つからなかったの。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、全体的に網羅するような、要するにこの倫理条例っていうのはなぜこういうふうに設立しなければならないのかっていうような意味を書いとけばいいんじゃない。だから、赤磐市議会が。

○小委員（大口浩志君） 個人的に言えば、この間成人式があったじゃないですか、成人者は黙っとった、たらたら無駄口たたきようる議員も正直いた、あれってどうなんかな、正直思った。あれで、おい議員がしょうるじゃねえかと言われてたら、もう下向くしかないんじゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） それで、倫理条例の前文の中にはぜひ議会基本条例の話も入れてほしいと思う。だから、議会基本条例の中にもその倫理に関する部分があるから、それを受けてこういうのを成立しましたっていうような形で入れてもらえたら前文としては十分じゃないかなと。

○小委員長（佐藤 武君） それで、僕も基本条例を改めて確認したんだけど、倫理に関する規定というのがちょっとしかないんですよ。だから、よその新しい他都市の、木更津を含めて、議会基本条例に鑑みとかということで入れとんだけど、赤磐市は入れて、その倫理規程の部分がわずかだからどういうあれかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） それを言うなら、私が委員長をしてたからあれなんじゃけど、基本条例をつくったときには倫理条例がほんの少ししか入ってなくて、これは後で倫理条例はつくりましょうよっていう。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、そういうことじゃった。

○副小委員長（岡崎達義君） それでほんの数行しか入ってない。絶対つくらないとだめですよと言ってみんなで共通事項であったわけ。それで、今言うたようにいろいろな問題があったんだよね、大口委員らは知っとると思うけど。

○小委員（大口浩志君） だから、その文章までは把握しとらんですけど、議会基本条例にあるのは大きい傘のようなイメージで書いてあるでしょ。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。基本条例はな。

○小委員（大口浩志君） だからこっちが細則とは言わんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 部分じゃな、倫理に関する部分。だから、それを絶対つくらないとだめですよっていうことで2～3行の、1条だけかな。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、2行、3行。

○副小委員長（岡崎達義君） 2行、3行で終わってしまう。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） それが今までにずっと倫理条例が延びてしまった。基本条例の中でできると思ってたのが基本条例の中でできない、1つの委員会を立ち上げないとだめですよっていうのがあって今までずっと延びてきた、そういう経緯なんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、12時が過ぎましたので、皆さんからつくっていただいたものを検討していただきましたけれども、きょうの検討だけでは不十分なんで、それぞれ持ち帰っていただいて改めて目を通していただいて、気のつくところをまたチェックしていただ

いて、また改めて一つ一つ詰めていければなと思います。

○小委員（大口浩志君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 最後にたたき台ができたとするじゃないですか。そうしたら、たたき台ができて法律的な検証と、それともう1つ運用面での検証、例えばその時々の議長さんとかが判断をするのに難しい部分で、例えば全てを頑張りましょう目標的な位置づけにするのか、その運用面での検証っていうのも、いわゆる法律的な検証とともに、運用面での検証をしとかなないと、例えば委員会を開いても3人对3人になって、これは丸じゃペケじゃとか、この文章を読みゃあここまで行けるがなとか、いやそこまで行けませんという運用面での検証もある程度するんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） できればそれはしといたほうがいいでしょうねえ。それは、こういうケースの場合はどうするんですかという質問が出たときに、いやこうですよというのはやっぱり小委員会で詰めておかないと、いやいや、そこは詰めてませんと言われたら小委員会は何をしとんのとと言われるから。

○小委員（大口浩志君） いわゆる運用規則もつくるようなイメージですか。

○小委員長（佐藤 武君） 運用規則までは考えてないですけど、やっぱり委員の皆さんがこういうケースはこうこうだなという。

○副小委員長（岡崎達義君） 規則までは考えんでも。

○小委員（福木京子君） 木更津は解説まで載せている。

○小委員長（佐藤 武君） 解説まであるところがある。

○小委員（福木京子君） どうする、解説までつくるのか。

○副小委員長（岡崎達義君） できればなあ。

○小委員長（佐藤 武君） わかりやすいですよ。だから、皆さんの意思を確認してわかりやすい表現で、いやこのとおりですよということでいったほうがいいというんであれば解説もつくらにゃいけんし。

○小委員（福木京子君） つくったほうがわかりやすいかもしれんな、ごちゃごちゃしとるけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 各分担者でそこらあたりも考えてくれりゃあいいんじゃないの。こういう風になりましたって。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。それなら、解説も含めてまた簡単に検討しておいていただければ大変ありがたいです。いよいよ百条委員会がスタートするから、本当に百条委員の皆さんは大変だと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 規則をやっぱり考えとかにゃいけん。

○小委員（大口浩志君） つくっても運用が……。

- 副小委員長（岡崎達義君） 運用は徐々にやっていく以外にないんじゃないか。
- 小委員（治徳義明君） 済みません。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） さっきの大口委員の話でもいいんですけど、要は罰則規定じゃとか第三者を入れるかどうかも先に大枠を決めてもらわんとこれ以上前へ進まんようになるんですけど。
- 小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。
- 小委員（治徳義明君） それに関しとるパートを持ってるもので。
罰則をどうするんか、第三者を入れるのか入れないのかみたいなあれがないとつくれない。これ以上。
- 副小委員長（岡崎達義君） 罰則自体はその委員をやめさそうというような話にはならないから、絶対、だから議会で反省文を提出するとか。
- 小委員（永徳省二君） 僕は案があるんですけど。倫理規程で、例えば議員辞職に値するとかっていう言われた議員に関しては議長、副議長、常任委員会の委員長、副委員長にはなれませんかとはっきり明記したらいいですよ。簡単。
- 小委員（大口浩志君） このあいだ永徳委員がそれを言われよって、それは議会の中だけでできるじゃないですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） できるできる。ちょっと考えてみてください。
- 小委員（永徳省二君） 今言ったとおりですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはそれだけじゃないわ。ほかにも軽い部分もあるわけだし重たい部分もあるわけだし。
- 小委員（治徳義明君） そこら辺が難しいわな。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこらあたりは。
- 小委員（永徳省二君） それは非常に難しいですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 難しい。
- 副小委員長（岡崎達義君） 倫理基準に違反したら、あんたは議長、副議長、委員長、副委員長にはなれませんかよだけではね。
- 小委員（治徳義明君） だから、木更津のを見たら4つか5つ、済みません、順番に指導だとかあるけど、あれを見たって今言うた何をしたらどねんなるんみたいな話でわからん、難しい。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは審査会で判断する。
- 小委員（治徳義明君） 審査会で判断するんか。
- 小委員（大口浩志君） 審査会の人大変じゃな。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。大変よ、審査会。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会で判断する。だから、さっきの基準にここのバツ条に違反したらこうなりますよ、このバツ条に違反したらこうなりますよっていう話は出てこんと思う。じゃから、2つ、3つも当たることがあるし。だから、そこは審査会で今言うたこういう役職にはつけませんよとか、あるいは。

○小委員（大口浩志君） ついとる場合はやめるということじゃろ。

○小委員（永徳省二君） 当然。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこらあたりも考えてね。

○小委員（大口浩志君） だから、ある意味、一番実効力を持った御提案じゃとこの間もお聞きをしたので、議会だけでできるのでね。

○小委員長（佐藤 武君） その申し合わせ事項で本来は決めとくべきことかもしれないですね、それはね、だってやっちゃいけないっていう要綱なり規則はないから。だって、国会議員だって辞職勧告も出るし懲罰も出るし、いろんなことをやってもやめない人はやめないわけだから。

○小委員（永徳省二君） いや、だからこそこの議会内での基準を作るべきだという話です。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことでまた検討しましょう。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、次回は何か、30日。

○議会事務局長（元宗昭二君） 中をもむ時間が皆さん要られるんじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 2月に入ったほうがいいなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 2月ですね。それなら、また追って連絡ということでもええですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、そうさせてもらったほうが、きょう調整は、結構もう2月はいっぱいいっぱいなんですよ、2月、3月が。

○小委員長（佐藤 武君） ばんばん入ってきてるからなあ。

○議会事務局長（元宗昭二君） あいてるところに入れさせていただかないとなかなか。

それで皆さんがある程度出席している会議の後とか。

○小委員（永徳省二君） 30日の議運の後とか全協の後とかってというのは一番理想じゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 昼からになる。

○小委員長（佐藤 武君） 全員協議会は11時だからね。

○副小委員長（岡崎達義君） もうちょっと時間が。

○議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。今持って帰ってすぐにできるのであればその30日でも、そりゃ。

○小委員（大口浩志君） というか、たたき台をつくってもさっき特に治徳委員が言っとられたところは、自分がたたき台をつくっても、みんなにもんでもらわんと、その外部の人を入れ

るとか入れんとかいうようなことは、1人だけでこれじゃあというようなことにはなかなかしんどいと思うんで。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、30日の昼からにする。そしたら昼からゆっくり議論できる。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょうか、11時から全協なんで、1時ですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 昼から事務局がない。

○小委員長（佐藤 武君） 事務局がないのか。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、考えて。

○小委員（治徳義明君） 済みません。それと、きょう気を使うてもらって、半分書くところをつくってもらってデータでもらえんじやろうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） このデータですか。

○小委員（治徳義明君） それぞれ、こういう風に流すからね。読みにくくてね。

○小委員（大口浩志君） 治徳委員が書かれたのか、誰が書かれたかわからんけど、「名誉」のところが甥姪の「姪」に平仮名の「よ」とか。

○議会事務局長（元宗昭二君） それから、5枚目、8枚目のところが審査会のところがダブってますね、ちなみに。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の設置。

○議会事務局長（元宗昭二君） 審査会は議長から審査を、ちよろっと読んどったら。

○副小委員長（岡崎達義君） 私も送っというて、データを。

○小委員（永徳省二君） 予定があるんでできたら早く締めてほしいんですが。

○小委員長（佐藤 武君） はい。いやいや、次の日程を決めようから、ほんならまた改めて開催日を案内します。

ということで、とりあえずきょうの倫理審査会小委員会を閉会します。

お疲れでした。

午後0時17分 閉会